

都市建設環境常任委員会

説明資料

所管事務調査 上下水道事業に関する調査
(上下水道局土地取得から現在に至るまでの経緯について)

令和4年3月3日(木)
上下水道局 総務課

1 土地所有権確認作業の布告等

P2、資料1(P6)、資料2(P8)、資料3(P11)
資料4(P14)、資料5(P17)、資料6(P21)

2 土地の地番及び面積の経過

P3、資料7(P26)

3 保安林解除調書(再：資料7 P26)

4 土地所有申請書(那覇市申請分)(再：資料5 P17)

5 昭和30年及び36年の登記資料(資料8 P45)

**6 上下水道局(水道事業)が所有している土地の一覧
(新都心地区については地図添付)**

P5、資料9(P53)

1 土地所有権確認作業の布告等

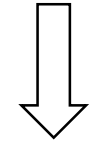
年月	土地所有権確認作業
昭和20年6月	沖縄戦終了
8月20日	沖縄諮詢会設置
昭和21年2月28日	土地所有権関係資料蒐集に関する件（米国海軍軍政本部指令第121号） 資料1(P6)
4月16日	土地台帳等有无調査に関する件（諮詢会総務部長→各市町村長）
4月18日	土地調査に関する件（諮詢会総務部長→各市町村長） 資料2(P8)
4月22日	沖縄中央政府設立
6月28日	村字土地所有権委員任命報告の件（真和志村長→総務部長）
7月10日	真和志村土地調査実施要項(真和志村→住民) 資料3(P11)
昭和22年9月16日	土地所有申請書の提出 資料5(P17)
昭和25年4月14日	土地所有権証明（米国軍政府本部特別布告第36号） 資料4(P14)
昭和27年12月19日	土地所有権証明書の交付 資料6(P21)

	保安林 編入時 明治44年	浄水場 建設時 昭和8年	土地所有 申請時 昭和22年	浄水場用地 拡張時 昭和39・47年	国土調査後 昭和54年
保安林	4,356坪	4,309坪	4,809坪	4,809坪	6,128坪
浄水場用地		4,477坪	5,000坪	5,285坪	5,850坪
合計	4,356坪	8,786坪	9,809坪	10,094坪	11,978坪

1 保安林編入～解除まで

真和志村字天久(合計4,356坪)					
地番	地積	参考	解除	残地	資料
1380	3畝28歩	118坪	19坪	99坪	P36
1417	7畝14歩	224坪			
1401	2反8畝24歩	864坪	8坪	856坪	P27
1435	1町28歩	3,028坪			
1434	4畝2歩	122坪	20坪	102坪	P29
		4,356坪		4,309坪	

換地処分(旧
導水管用地
50筆含む)
平成16年



保安林解除調書 資料7(P26)

2 土地所有申請～国土調査まで

所在・地番	地目	土地所有 申請時	浄水場用地 拡張・分筆	国土調 査後	登記年月日
①字上之屋泊後原191	原野	2,500坪		2,855坪	1955(S30).6.21
②字上之屋上之屋原201	原野	1,000坪		1,477坪	1961(S36).8.24
③ 〃 〃 295-1	原野	4,754坪		5,238坪	1961(S36).8.24
④ 〃 〃 295-2	池沼	20坪		24坪	1961(S36).8.24
⑤ 〃 〃 295-3	池沼	162坪		196坪	1961(S36).8.24
⑥ 〃 〃 295-4	池沼	64坪		78坪	1961(S36).8.24
⑦ 〃 〃 295-5	原野	1,107坪	186坪	217坪	1955(S30).6.21 ⑨295-7へ分筆
⑧ 〃 〃 295-6	原野	202坪		237坪	1955(S30).6.21
⑨ 〃 〃 295-7	宅地		921坪	1,342坪	1964(S39).3.4 ⑦295-5から分筆
⑩字天久東原221-1	宅地		35坪	39坪	1964(S39).6.15 交換により取得
⑪字天久東原219-2	畑		250坪	275坪	1972(S47).3.10 買収により取得

平成16年都市再生機構による区画整理換地処分整理表	
換地前の所在・地番・地目	換地後の所在・地番地目
①字上之屋泊後原191 原野	上之屋一丁目12-1 水道用地 おもろまち一丁目6-8 水道用地
②字上之屋上之屋原201 原野	おもろまち一丁目1-4 宅地
③ 〃 〃 295-1 原野	おもろまち一丁目1-3 宅地 おもろまち一丁目6-7 水道用地
④ 〃 〃 295-2 池沼	上之屋一丁目12-2 水道用地
⑤ 〃 〃 295-3 池沼	
⑥ 〃 〃 295-4 池沼	
⑦ 〃 〃 295-5 原野	
⑧ 〃 〃 295-6 原野	
⑨ 〃 〃 295-7 宅地	
⑩字天久東原221-1 宅地	おもろまち一丁目6-6 水道用地
⑪字天久東原219-2 畑	
他、水道用地50筆	

3 区画整理換地処分後

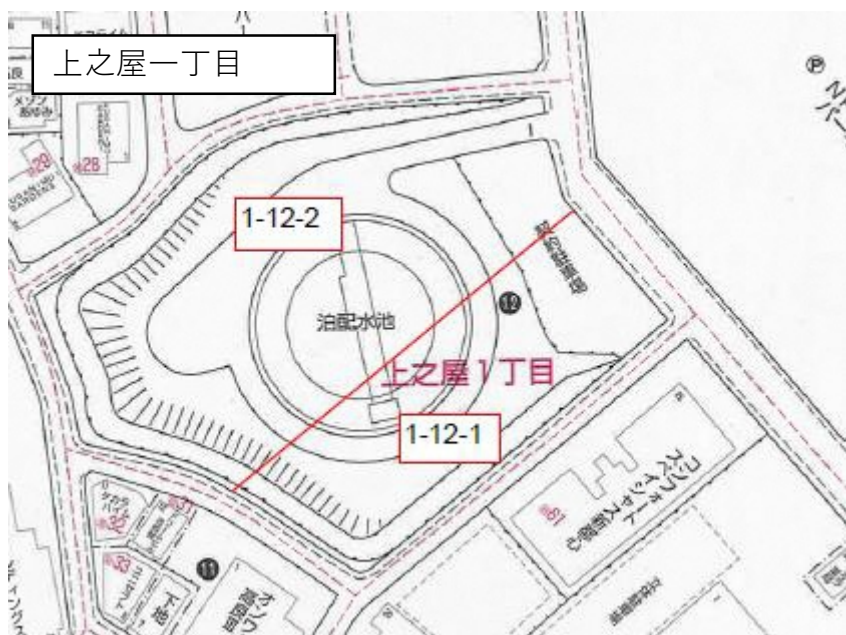
所在・地番	地目	地積
上之屋一丁目12-1	水道用地	1,205坪
おもろまち一丁目6-8	水道用地	1,161坪
おもろまち一丁目1-4	宅地	1,064坪
おもろまち一丁目1-3	宅地	2,622坪
おもろまち一丁目6-7	水道用地	1,339坪
上之屋一丁目12-2	水道用地	1,911坪
おもろまち一丁目6-6	水道用地	827坪
		10,129坪

全部事項証明書 資料8(P45)

おもろまち一丁目



上之屋一丁目



土地所有権関係資料蒐集 に関する件

(一九四六年二月二十八日)
米国海軍軍政府本部指令第二二二号

一、沖繩に於ける土地所有権決定の準備として関係資料の蒐集は総務部の責任とする。

二、各村長は沖繩諮詢会総務部の監督の下に各村に五名の村土地所有権委員及び各字に十名の字

土地所有権委員を任命すること。

三、土地所有者は所有土地の申請書を該土地隣接の所有者たる保証人二名の連署を以て字所有権委員会に提出すること。土地所有者は嘗て自らの保証人たりし人をして己の保証人たらしめる事を得ず。

四、字土地所有権委員会は凡ての土地所有権の調査をなし之を村長に報告するものとす。字土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に關し他の字所有権委員会と協議することを得。

五、村土地所有権委員会は公有地並びに所有権未確定の土地を調査し記録を作成し之を村長に報告すべきものとす。村土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に關し他の村土地所有権委員会と協議することを得。

六、村長は村及び字土地所有権委員会に命じて特殊地域の状況を調査せしむることを得。

七、村長は各村及び各字五名の調停委員を任命するものとす。

土地所有権に関する係争は各調停委員会に提出するものとす。

八、土地所有者死亡若しくは行方不明の場合は親等の近き者前所有者に代りて之を処理するものとす。親族皆無の際は村土地所有権委員会は之を調査し村長に報告するものとす。

九、沖繩諮詢会総務部は十名より成る中央土地調停委員会を設置し該部長は職種により其の委員長たるべし。県有地並びに日本帝国々有地に関

する係争及び二ヶ村若しくはそれ以上の土地所有権委員会において協議されたるも猶決定し能はざる土地の係争は中央土地調停委員会に提出して裁断をおおぎ該調停委員会は之を沖縄諮詢会総務部に報告するものとす。

十、村長は受理したる資料を整理し、沖縄諮詢会総務部の精査を受くるを要す。村長は土地所有権委員会に依って認定されたる土地を表示せる地図を沖縄諮詢会総務部へ提出するものとす。

依命通牒

ロイヤル ファーマン

沖総土第一号

一九四六年四月十八日

各市町村長殿

諮詢会総務部長

土地調査ニ関スル件

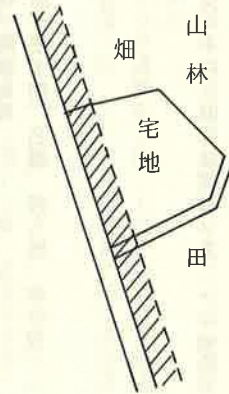
一九四六年二月二十八日琉球諸島米国海軍々政本部ノ指令一二一号令ニ依リ
 沖繩本島（所屬離島ヲ含ム）二市三郡ニ対シ土地所有權決定ノ準備トシテ關係
 資料蒐集ノ目的ノ為土地所在ノ市町村長ハ村及字土地所有權委員會ノ調査又ハ
 記録ノ報告ヲ徴シ併セテ右委員會ニ於テ認定セル土地ヲ表示セル地図ヲ当部ヘ
 報告スル様相成居候而シテ本調査遂行ニ当リテハ種々ノ困難ヲ伴フモノト被存
 候即戰災ニ因ル地形ノ變動所有者ノ疎開又ハ各出身地ヘノ移動未完了等ノ為早
 急ニ本事務ノ進捗ヲ見ルハ困難事ト思料セラル、モ本調査事務ノ遅速濟否ハ將
 来各人ノ所有權ニ最モ重大ナル影響ヲ与フルモノニシテ過般執行ノ沖繩土地整
 理以上ノ大事業ナルヲ以テ調査遂行ニ当リテハ慎重考慮ノ上良ク本通牒ヲ研査
 シ計画ヲ樹立シタル後調査ニ着手シ而シテ村字土地所有權委員會ノ指導監督ニ
 任シ成ル可ク長日月ヲ要セズシテ調査ノ完璧ヲ期セラル、様御尽力相成度

右及通牒候也

追而土地所有申請ノ手續並ニ調査要領ハ別紙ノ通りニ有之候条御研究ノ上
疑義等有之候節ハ当部へ御照会相成度尚申請書用紙ハ後日配布ノ見込ニ付
為念申添候

見取図

		(原)小
		学
		地番
		地目
	坪	地籍



土地所有申請書

村

		字
		(原)小
		学
		地番
		地目
	坪	地積
	等	等級
		摘要
		住所
		氏名
		署名
		又は印

右保証人連署ノ上申請候也

一九四六年 月 日

何番地主
保証人

何 某

何番地主
保証人

何 某

何字所有権委員会御中

署
又は印
署名

署
又は印
署名

(一)

土地所有申請記載要領

一般事項

(イ) 申請書ハ一筆毎ニ作製シ土地所在ノ字所有権委員会ニ提出ノコト

但シ同一小字内ニ連接所有ノ土地アル場合ハ連記シ差支ヘナキモノト

ス

(ロ)

登記簿謄本又ハ抄本、土地台帳謄本其他所有権確認ノ証憑書類(小作帳、公簿写)等ヲ所持スル場合ハ其ノ写ヲ申請書ニ添付スルコト

(二)

字名欄ハ従来ノ台帳面ノ字ニ依リ区分掲記スルモノトス

(三)

小字ハ原名ヲ掲上スルコト

(四)

地番モ従来通ノモノヲ掲上スルコト

但シ戦災ノ為土地台帳、地租名寄帳地図等焼失シ地番不明ノ場合ハ字土地所有権委員会ニ於テ新ニ字ヲ単位ニ通シ番トシ一筆毎ニ地番ヲ附スルコト

ト

此ノ場合地番ノ重複或ハ脱漏ナキ様充分注意スルコト

(五)

地目(従来ノモノヲ掲上スルコト)

(イ)

有租地

(A) 田、畑、宅地、塩田(塩溜、製塩場ヲ含ム) 鉱泉地(温冷泉)

(B) 池沼(養魚池、水車溝、蓮池、井戸敷) 山林、原野、牧場、雑種地(網干場、土取場、荷揚場、馬縛場、競馬場、製糖小屋敷地)

(無租地)

(ロ)

無租地

(A) 公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

イ 公用地

官公署敷地、公立学校、病院、図書館、郵便電信専用土地等

ロ 公共用地、公園

(B) 公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル公共団体ノ所有地

(C) 府県社地、郷村社地、招魂社地

(D) 墳墓地

(E) 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地

(F) 用悪水路、溜池、堤塘、井溝

(G) 保安林

(H) 砂防用地

(I) 水道用地

(J) 公共用飛行場

何区何班何番	代理人	住所	所有者
何 某	統 柄	氏 名	何 某

例

ラ記載スルコト

(三) 所有者死亡若クハ行衛不明又ハ不在(県外疎開等ノ為)ナル場合ハ親等近キ者前所有者ニ代リ申請スルモノトス
但シ此ノ場合ハ前所有者名代理者ノ住所氏名及前所有者トノ統柄等ヲ記載スルコト

例 何市何区何班何番

(ハ) 所有者ノ住所氏名ハ左記ニ依ルコト

(イ) 住所ハ現住所

此限リニアラス

(ロ) 宅地(農村)其他ノ地目ハ大体ニ階級程度

但シ集團地(例、糸満、与那原、嘉手納、名護、渡久地、仲宗根)ハ

(イ) 田畑ハ五階級程度

左記ニ依ラレタキコト

(ロ) 土地所有権委員会ニ於テ等級ヲ新ニ設定セントスル場合ハ從來ノ土地ノ沃瘠、耕作、水利、運輸ノ便否其他(地利、地勢、土地ト人口ノ疎密関係)時価賃貸料ヲモ参酌ノ上決定スルモノトス尚各地目ノ等級ノ階級数ハ

(七) 等級ハ各人ニ於テ記載ヲ要セズ土地所有権委員会ニ於テ決定ノ上記載スルコト

(八) 隣地主不明又ハ保証人選定不能ノ場合ハ字土地所有権委員ヲシテ保証人ヲラシムルコトヲ得

(九) 隣地ハ地番地目ヲ記載シ尚道路水路等アル場合ハ之モ表示スルコト

(十) 隣接地ノ所有者二人ヲ保証人トスルコト

(十一) 但シ自己ガ保証人タリシ土地ノ所有者ヲ自己ノ保証人トスルコトヲ得

(十二) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十三) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十四) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十五) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十六) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十七) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十八) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(十九) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(二十) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(二十一) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(二十二) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(二十三) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(二十四) 申請地積ト実地ト差異アルモノト認メラルハ場合ハ現地調査ノ上決定スルコト

(九) 摘要欄

現況 軍使用土地(飛行場、兵舎、物揚場、荷物集積場、病院其他)又ハ公用地(学校、役所、倉庫敷地其他)公共用地(道路)ナル場合ハ其ノ名称坪数等ヲ記載スルコト

(十) 保証人ハ左記ニ依ルコト

(イ) 隣接地ノ所有者二人ヲ保証人トスルコト

(ロ) 但シ自己ガ保証人タリシ土地ノ所有者ヲ自己ノ保証人トスルコトヲ得

(二) 地 図

申請書ノ裏面ニ方位北ヲ上部トシテ見取図ヲ記載ノコト

一、地図ノ大サハ大体六百分の一(一分一間)程度ニスルコト

二、隣接地ハ地番地目ヲ記載シ尚道路水路等アル場合ハ之モ表示スルコト

一、潰地アル場合ハ其ノ部分表示シ置クコト

注 意 事 項

(一) 各町村保管ノ土地台帳、地租名寄帳又ハ地図等残存シ之ニ依リ所有権ノ確認ニ支障ナキモノト認メラルハ場合ハ其ノ部分ニ対シテハ土地所有申請書ノ提出ヲ要セザルコト

此ノ分ニ対シテハ町村ニ於テ報告書(地目別ニ地積、筆数、所有人員)ヲ作製シ提出セラレタシ

(二) 土地調査終了スル迄ハ耕地整理等ニ依リ土地ノ原形ヲ変更セザルコト

(三) 字土地所有権委員会ハ申請書ノ受理ヲ完了シタル時ハ時々会合ヲ為シ其ノ内容ヲ檢按シ申請ニシテ正確ナリト認メラルハ場合ハ实地調査ヲ省略スルコト

(一九四六年—一九六三年土地調査に関する書類綴 土地所有権調査委員会) 沖土第三号

一九四六年五月十八日

真和志村土地調査実施要項（一九四六年七月十日）
各部別土地所有権調査委員配当表

大字名	原名数	行政字名	分 小 字 数	委員数	大字委員数	摘 要
識名	二三	真地 繁多川	四 八	二 三	八	大道へ二、樋川へ一
上間	八	仲井真	六	三	二	
仲井真	六	寄宮	一〇	三	四	四人ノ内一人ハ寄宮ヨリ
国場	一〇	古波蔵	三	二	一〇	
古波蔵	一〇	楚辺	二	二	四	
与儀	二	松尾	二	二	四	四名ノ内一名ハ樋川ヨリ
安里	二	樋川	一	三	六	
天久	一八	大里	七	三	七	識名ヨリ二
安謝	一四	上之屋	六	三	五	
真嘉比	一	銘苅	七	二	四	
松川	六	古島	七	二	二	識名ヨリ一
計	一二八		一二八	五五	五五	

真和志村各字別原名表

字繁多川	字真地	字識名	字上間	字仲井真	字国場	字古波蔵	字壹川	字楚辺	字二中前	字松尾
繁多川・真地・石田・ノジャ・宮里・金城前・寒水川前・魚崎	山田・御殿原・上原・竹下	識名・東原・大名・御殿・上門後・西門・ケブン川・小又	当原・山川・淵下・東原・前田・矢旗・長崎・底田	仲井真・前原・伊地堂・上田・東オフリ・西オフリ	国場・溝原・前原・垣新・瓦屋・後原・勝良又・長田・洗田・寄増	行田谷・兼久・長作	壹川・赤畑	真地・美武田	楚辺	石川後・松尾
字与儀	字大道	字安里	上之屋	字天久	字安謝	字銘苅	字真嘉比	字古島	字松川	合計
与儀・字蘭・後原・船増・奥武門・東原・前原・西原・樋川・神里・宮城	大石・上大道・下大道・伊是名前・赤マカリ・伊久真・二又原	安里・前田・平良・後原・神良川・羽佐間	上之屋・前田・寺原・西寺・泊後・後苗代	天久・前原・溝留・後原・壹川・赤松尾・東原・西原・御嶽門・樋川・潮満・穂取謝	安謝・前原・前東原・後原・兼久・東原・義理地	多和田・直禄・銘苅・名護松尾・赤田・字久増・港原	真嘉比・西原・東原・兼本原・後原・翠原	真嘉比川・宝口・大神・字久増	松川・前原・二又原・後原・今帰仁名・与那覇堂	一二八原

事務準備

土地所有権調査事務ニ関スル民政府ノ指示ハ総テ大字別ヲ単位トシ土地所有権ヲ筆頭トスル土地事項ハ元姿ニ復帰セシムルヲ原則トシテ事務処理ヲナス様通牒有之ニ付之ガ目的完遂ニ当リ本村ハ左記事項ヲ実施セントス。

一、部落ニ於ケル事務処理

記

- (イ) 各字委員会ニ土地所有権申請取扱書記ヲ置キ土地所有主ト細密合議ノ上申請書作製ヲ担当セシム
- (ロ) 此ノ場合土地主ハ一筆ニ付キ金三十銭ノ書記料ヲ徴収スルコト
- (ハ) 各字土地所有権調査委員ハ事務完了スル迄調査事務一切ヲ担当スルノ外現地調査小字別図面ノ作製ニ従事スルモノトス、委員ノ数ハ村長ニ於テ定ム
- (ニ) 部落ノ境界線並ニ小字境界線ハ関係部落ノ土地委員会ト連絡ヲ計リ過誤ナキ様注意スルコト
- (ホ) 申請人ニシテ登記簿土地台帳各謄抄本登記書類其他所有権ヲ確認スベキ書類ヲ持チ合スモノハ其ヲ添付
- (ヘ) 地番ハ従来ノモノヲ掲記スルコト
- (ト) 但シ戦災ノタメ土地台帳名寄帳図面等ヲ焼失シ地番不明ノ場合ハ字土地委員会ニ於テ新ニ大字ヲ単位ニ通シ番号ヲ附スコト
- (チ) 地積ハ坪ヲ以テ表示スルコト
- (リ) 等級ハ各人ニ於テ記載ヲ要セズ字土地委員会ニ於テ決定ノ上記載スルコト
- (ニ) 村ノ土地委員会ニ於テ統一ヲ計ルコト
- (ホ) 田畑ハ五階級ニ分類スルコト
- (ヘ) 宅地其他ノ地目ハ大体二階級ニ分類スルコト
- (ト) 所有者ノ住所氏名ハ左記ニ依ルコト
- (チ) 所有者ハ元ノ住所
- (リ) 所有者死亡若クハ行方不明又ハ県外疎開ノタメ申請人不在ノ場合ハ親等ノ近キ者前所有者ニ代リ申請スルモノトス
- (ニ) 個人所有地ニシテ軍使用ノ土地(飛行場、兵舎、物揚場、荷物集積場)ナル場合ハ其名称、坪数等ヲ摘要欄ニ記載スルコト
- (ホ) 保証人ハ左ニ依ルコト
- (ヘ) 隣接地ノ土地所有者二人ヲ保証人トナスコト
- (ト) 但シ地主ト保証人同志ノ同一保証行為ヲ許サズ
- (チ) 隣地主不明又ハ保証人選定不能ノ場合ハ字土地委員ヲシテ保証人タルベキコト
- 二、村ニ於ケル処理
- (イ) 村ノ土地委員会ハ五名ヲ以テ組織ス
- (ロ) 村土地委員会ニ技手並ニ書記ヲ置キ(委員兼務)左ノ事務ヲ取扱ハセ

シム

(イ) 従来ノ公有地並ニ所有権未確定ノ土地ノ申請書作製

(ニ) 村内特殊地域ハ各当該字ニ附属スルヲ以テ之ガ処理ハ当該字ノ処理スルコトニ相成リ居ルニ付村土地委員会ト協力スルコト

(ホ) 所有権者死亡若クハ不明ノモノ、代理者整理人ナキ土地ノ調査作製

村土地委員会又ハ技手ハ各字土地委員会調査事務ノ指導監督ヲナサシムルノ外土地測量講習会、実地測量ノ指導、図面作製ノ要法ノ指導ニ任ズ

三、事務所の設置

土地所有権確認準備事務ニ関スル事項ハ重要事務ニ付キ之ガ成否ハ事務ノ連絡統制指導ニ影響スル処大ナルニ付村ニ於テ事務所ヲ設置シ之ニ当ラントス

(イ) 第一土地所有権調査事務所

土地調査委員 二四人

内 訳

識名区 字識名 真地 繁多川

上間区 字上間

仲井真区 字仲井真

国場区 字国場 寄宮

与儀区 字与儀 樋川

安里区ノ内 字大道

(ロ) 第二土地所有権調査事務所

土地調査委員 三一人

内 訳

安里区 字安里

天久区 字天久 字上之屋

安謝区 字安謝 字銘苅

真嘉比区 字真嘉比 字古島

松川区 字松川

事務所ハ適當ナ部落事務所ヲ使用シ事務所内ハ卓子代用トシテ内部ノ

周辺ニ板材ヲ張り椅子モ亦同ジ

(ハ) 備品ノ調度

1、物指 図面作製ニ当リ必要ナリ木製ノ手造・曲尺五寸モノ二三個可

成之形丈デモ必要品ナリ

2、鉛筆 図面事務並ニ其他ノ事務用

3、墨汁又ハインク各個人ヨリノ申請書作製事務ニ必要

4、間縄 三〇間モノ一筋

(二) 各字ノ調査事務開始期

土地所有権ヲ確認スル調査事務ハ農民ノ意氣ノ昂揚デアリ唯一ノ誇リデアル土地ノミ焼失セザル戦災ノ遺物トシテ農民ニ与エラレタル全財産デアル

此ノ財産ガ所有権ノ確認ガ出来得ルヤ否ニ付テハ農民ガ絶ヘズ念頭ヲ離レザル関心事デアッタ

幸ニシテ之等財産ガ元姿ニ復帰スルコトニ相ナツタコトハ農民民復興ノ根幹トナスベキデアル顧ルニ真和志村民ハ当分自村ニ復帰出来難ヒ事情ニ置レル身ニアリナガラ隠忍ヲ重ネ不自由ヲ忍ビツツヨク村長ノ施政ニ協力ヲ続ケツツアリ此ノ不自由ナ生活ハ最後ノ勝利ヲ獲得スルニ役立ツ天ノ試練デアアル、此ノ試練ノ中ニアリテ夏期ヲ迎エテ目下一年中ノ食糧対策ニ狂奔スル現情ニアリ此ノ季節ヲ失シテハ食糧増産ノ日ハ来ラズ故ニ各部落ノ土地調査事務ハ八月中迄デハ中止シ、村ノ調査事務ノミヲ早急実施シテハ如何

(ホ) 部落土地調査委員ノ増加

少ナクトモ今六名位ノ増員ヲ必要トス

(ヘ) 村土地調査ニ必要ナ技術員ノ採用

目下天願ノ水道事業ニ活躍中、本村出身前県土木課員ノ普天間直温君ヲ採用シタキコト

(一九四六年—一九六三年土地調査に関する書類綴 土地所有権調査委員会)

土地所有権証明

(一九五〇年四月十四日)
米国軍政府本部特別布告第三六号

沖繩群島民に告げる。

沖繩に於ける土地所有権の申請は過去三カ年の間、一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二一号首題「土地所有権関係資料蒐集に関する件」に従い村或いは字土地所有権委員に提出せられ各村長は各村及び各字に五名からなる調停委員会を設置し該委員会は所有権請求の効力を認定するため紛争を聴取し沖繩民政府に対し、各村長から土地所有権の申告及び紛争の聴取も充分に完了し、土地所有権の証拠となる証明書の発行を進める時期に達している旨報告された。

故に余、琉球諸島軍政長官米国陸軍少将ジョセフ・R・シートは茲に土地所有権の認定及び証明を促進援助し、土地の使用及び所有権に関する一切の問題の解決に当り公正的処置を助長するため沖繩住民が当地に於ける土地所有権認定、証明及び登記の計画を進め完成するよう布告する。

第一条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二

一号による土地所有権申請の提出は一九五〇年六月三十日以前に行なうべきものとし、此の日は村或いは字土地所有権委員会に対する土地所有権申請の最終期日にする。其の後所有権の主張は訴訟として当該管轄巡回裁判所に於いて訴求しなければならない。

第二条

一九五〇年二月一日付軍政府指令第一号により設立された中央土地所有権認定委員会の委員は各村土地所有権委員会に於ける土地所有権申請の蒐集、調査及び地図作成の正確性を確定するため其の帳簿を審査する。村土地所有権委員会の仕事は基準要件にかなえば中央土地所有権認定委員会に土地所有権の未記入証明用紙を村土地所有権委員会に交付し証明計画を遂行するよう指示する。

第三条

一、村土地所有権委員会は未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力を以て、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を承継した前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述に基づいて、先ず争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する。当該財産の位置を記述する申請人の原図は相違点を指摘する註と共に証明書に転記する。その後署名を除いて完成された土地所有権証明書は一括保管し公示を以て三十日間一般の縦覧に供

される。其の間に異議ある者は同一の土地に對して権利を主張するための書面による申請通知を村字土地所有権委員会に提出する機会を与えられる。各村委員会は予め其の通知の指定期間を公示する。

二、一定の土地に對し申請が二件以上もある場合は所有権証明書を発行しないで、村所有権委員会は申請人に對し權利に關し争いあること、關係申請人の氏名及び權利認定のためには当該巡回裁判所に訴訟を提起する必要がある旨を通知する。所有権証明書の代りに此の通知の写を土地登記簿に綴込み、權利確認の宣告によつて最終的決定を見るまで留置き、有効な所有権証明書は其の時、裁判所の決定通り眞の所有者に交付される。

第四条

一、土地所有権証明書を公示して縦覧に供した後、該証明書に異議又は争いが無い限り、村長はこれを承認して署名捺印し申請人たる土地所有者に交付しなければならない。

二、証明書原本により通知用謄本三通を作成し、その一通には表面に「土地登記所」と明記し他の一通には「税務署」更に他の一通には「中央土地事務所」と記入し、村長は各通を表示された關係庁に送付する。

第五条

かくして署名された証明書は適法な土地所有権の証拠として認められる。但し、其の後当該

裁判所の正規裁判手続によりそれに優先する所有権が認定される場合はこれに従わず、かかる場合は当該裁判所から確認された其の所有権は村長の発行した争いのある証明書に優越する。

第六条

一、承認された土地所有者に對し優先的所有権の主張をなし、彼の所有権の有効性を争おうとする者は巡回裁判所に訴え提起しなければならない。そして土地の眞の所有権は裁判所の正規の手続と宣告によつて決定される。

二、此の場合、手続中の裁判所の書記は土地登記所、税務署、中央土地事務所に訴訟が続行中である旨の通知書を送付する。この通知書は総ての關係者に該土地所有権に關し訴訟が継続中であり、該所有権は係争されている旨を通告するものである。

三、所有権に關する紛争を解決する裁判所の宣告は其の判決によつて認定された土地の眞正の所有者を記録上表示しなければならない。

四、現在認められている土地所有権が裁判所の最後の宣告によつて無効とされる場合には、土地登記簿にその旨を記入し、所有権証明書には裁判所の宣告の権限文と日付を含む註と共に「無効」と記入しなければならない。かくして土地所有権の有効なる証明書が土地登記所によつて発行される。

五、手続費用算定の問題は裁判所の裁量に委ねられる。

第七条

土地所有者は新しい土地所有権証明書を受領した後、それを土地登記所に於いて登記する義務を負う。

第八条

一定の土地に対する所有権の申告又は主張がない場合、又は土地所有権証明書の受領者がいない場合には、当該土地はその土地の所在地の村長が不在者のために管理する。

第九条

村長又はその任命する代理人はその管理する土地を次の手続によって管理する。

一、管理に属する土地についてはすべて地図を添付し三十日以内に中央土地事務所に報告する。

二、土地は、その所有者のために最も利益になるように利用し、その収益は村長が受託者又は管理者として所有者のために保管する。

三、村長は土地の利用及び管理に関し受託者又は管理者としての機能を充分になす権限を有する。村長はその土地に対する所有者の利益を減少する行為を認可してはならない。

四、村長又はその任命する代理人は土地所有者に対して受託者としての責任を負い、収入を徴収し、税を支払い、土地の維持改良のために支出をすることができる。但し一定の土地に対する支出がその土地から生ずる収入を超え、又は一定の土地から生ずる余剰収入を税

の支払以外に他の土地のために使用してはならない。収入の上がらぬ土地に対する税は積立てられた収入から成る受託者の予備金から支払い、貸金の形にして其の土地に賦課する。その税としての貸金はその後所有者又はその承継人によって支払われるまでその土地に対する留置権を構成する。

第十条

一、土地登記所は再開し、沖縄民政府行政法務部の組織内に於て通常の職務を遂行する。登記所に於ては土地所有権に関する記録を永続的公簿に記入し、所定の手続に従つて所有権証明書を発行する。登記簿は治安裁判所の建物内若しくはその近くに存置する。

二、各土地登記所では新しい揃いの完全な土地登記簿を備え、現在の土地所有権計画により当該村長によって登記される土地所有権証明書はすべて当該登記所に於て登記される。爾後すべて土地の譲渡、処分、負担又は担保の設定若しくは法律関係の変更のある場合は、それを生ずる書類の写を行つた後、三十日以内に当該登記所に提出し、登記所は通知用謄本を税務署及び中央土地事務所に送付しなければならない。

第十一条

沖縄民政府管下に「中央土地事務所」を設け、該事務所は沖縄群島の土地に関する一切の資料を統括して編集し且つ土地所有権を示す正

確な地図を作成する。該事務所は村土地所有権委員会の仕事を調整し且つ土地登記所の遵守すべき統一された手続について進言をなす。該事務所は各村長によって管理される土地の管理報告を審査し、且つ管理中の土地の利用及び運営並びにこれから生ずる収入について勧告をなす。政府機関が土地を取得するに当り発行する書類は中央土地事務所を経由するものとし、且つ該事務所はその取得を記録するものとする。

第十二条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第二一号により組織された村及び各字の土地所有権委員会は、一九五一年二月二十八日其の任務を完了し機能を停止して解散する。土地所有者の土地所有権申請書原本は地図及びその他の当該土地に関する資料と共に適当に編綴して中央土地事務所に送致される。

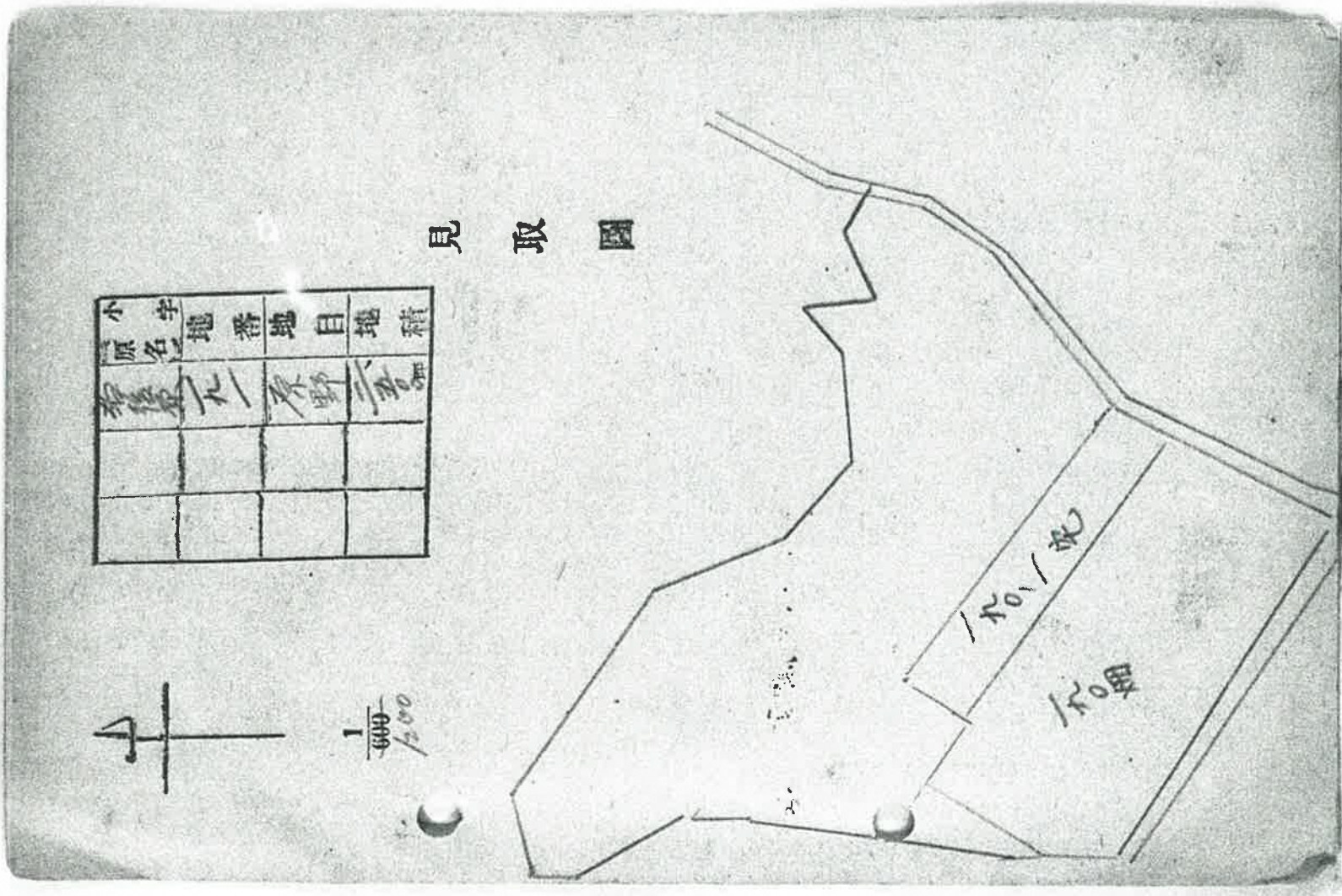
第十三条

事情を承知し乍ら、又故意に不正の事実を主張して土地所有権証明書を取得したり、土地所有権証明書の発行に関連して故意に虚偽の陳述又は申請をなす者は五万円以下の罰金又は二年以下の懲役に処せられる。

本官署名年月日 一九五〇年四月十四日

沖縄列島軍政府長官 米国陸軍少将

ジョセフ・R・シーツ



この資料は当館所蔵資料の写である
ことを証明します。
令和元年6月11日
沖縄県公文書館長



土地所有申請書

真和志村

191

字	小字	地名	地番	地目	地積	等級	摘要	住所	姓名	印名
土屋	柳森	二九	柳	森	三〇・一			那覇市		

右保證人連署ノ上申請候也

一九四七年九月十五日

保 證 人 主 保 證 人 主

字所有権委員会御中

家三産土地調査委員
家三産土地調査委員
柳原盛三



2985

土地所有申請書

字	小字	地名	地番	地目	地積	等級	面積	要領	所有	姓名	印名
		元五	地	田	一〇	一			那覇市		
		元五	地	田	二〇	一					
		元五	地	田	一六	一					
		元五	地	田	六四	一					

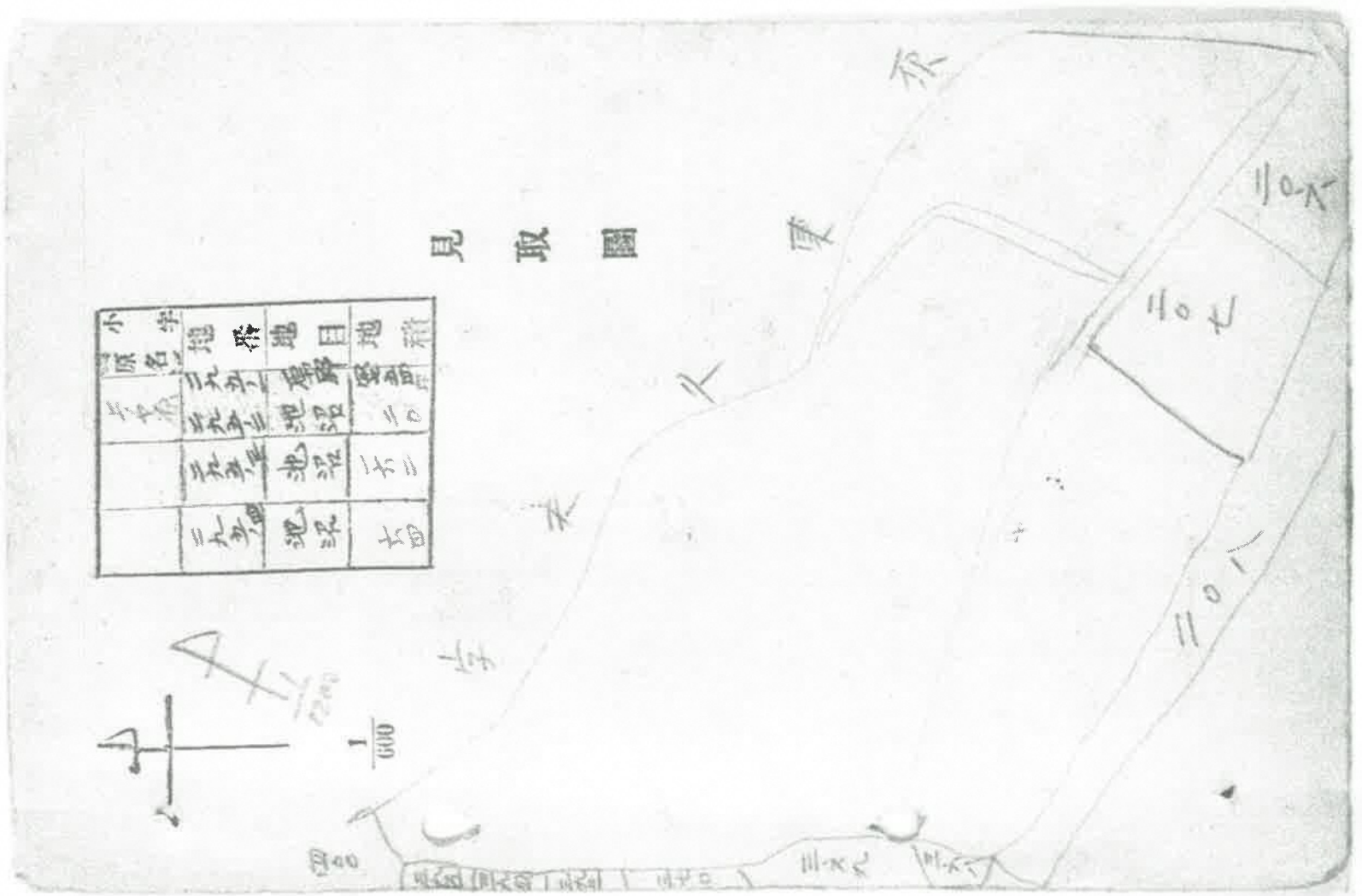
右保證人連署ノ上申請候也

一九四七年九月十六日

保 證 人 主
保 置 地 主

字所有權委員會御中

那覇市



この資料は当館所蔵資料の写である
ことを証明します。平成30年7月17日
沖縄県公文書館長

測量圖

小字 (原名)	地番	地目	地積 坪



この資料は当館所蔵資料の写である
 ことを証明します。平成30年7月17日
 沖縄県公文書館長

土地所有申請書

真那志村

学	小字 (原名)	地番	地目	地積	等級	摘要	住所	氏名	署名 又は印
上之屋	上之屋	九五	原野	〇.七	一			那覇市	
		二九五	原野	三.二	一			那覇市	

右保證人連署、上申請候也

一九二 年 月 日

奇地主
 保證人
 野地主
 保證人

字所有権委員会御中



[illegible]

二五四	二五四〇	二五三九	二五三八	二五三七	二五三六	二五三五	二五三四	二五三三	二五三二	二五三一	二五三〇	二五二九	二五二八	二五二七	連綿香院
		〇						〇		〇	〇			上三座 泉	小字
二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	地番
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地目
二	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	地積
															等級
															摘
															要
															住
															所
															有
															者
															名
															備
															考
六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	六月廿四日	交付年月日
															改領

那霸市

字

7 5 1

土地所有權證明書

土地所有權證明書原簿

頁四第

通統 番號	証 明	小 字	地 番	地 目	地 積	等 級	摘 要	所 有 者 名 稱	備 考	取 得 年 月 日	前 所 有 者 名 稱	交 付 受 領 年 月 日
二六四二	〇	上之屋 原	二九五三	池沼	二〇	一		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日
二六四三	〇		二九五三	池沼	一六二	一		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日
二六四四	〇		二九五三	池沼	六四	一		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日
二六四五	〇		二九五三	池沼	一〇七	一		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日
二六四六			二九五三	池沼	二〇二	一		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日
二六四七			二九五三	池沼	二〇〇	五		那霸市		一九五二年 一月九日		一九五二年 一月九日

官報

昭和九年八月六日
第二千二百七十九號 月曜日

告 示

●外務省告示第七十三號

伊太利國ハ昭和九年四月一日伊太利國殖民
地ノ爲ニ「公衆衛生國際事務局設置ニ關ス
ル千九百七年ノ「ローマ」協定」ニ加入セリ
右殖民地ハ事務局ノ分擔金ニ付全體ニテ一
單位トシ第六部類ニ列セラル（昭和九年七
月十四日在本邦伊太利國大使館通牒）

外務大臣

●內務省告示第三百八十九號

所ヲ設置セリ

內務大臣

一 王子製紙株式會社岩瀨工

●農林省告示第二百八十號

昭和九年八月六日

字
地
番
豐村大臣

新海縣志 卷之四 地理志 四 鄉鎮村大字 東中

同大字西中野俣

同北魚沼郡上條村大字高往

同

三、七、八

同

官報 第二二七九號 昭和

18

降

形

1000

[illegible]

新潟縣刈羽郡上小國村大字三浦 三浦入	字 地番	農林大臣 山崎達之輔	面 積	町役散歩 一六八〇坪 一〇〇〇 一三三
●農林省告示第二百八十二號 同	同	同	同	同
森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス 之ヲ解除セズ	昭和九年八月六日	農林大臣 山崎達之輔	面 積	町役散歩 二〇〇〇
新潟縣刈羽郡上小國村大字三浦 三浦入	字 地番	農林大臣 山崎達之輔	面 積	町役散歩 一六八〇坪 一〇〇〇 一三三
●農林省告示第二百八十三號 森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス	昭和九年八月六日	農林大臣 山崎達之輔	面 積	町役散歩 一六八〇坪 一〇〇〇 一三三
沖繩國頭郡名護町 名護	字 地番	農林大臣 山崎達之輔	面 積	町役散歩 一六八〇坪 一〇〇〇 一三三
同大宜味村 鹽屋	同	同	同	同
同 田港	同	同	同	同
同羽地村 吳我	同	同	同	同
同仲尾 藤平名	同	同	同	同
同名護町 出入端	同	同	同	同

[illegible]

保安林解除調書

所在 地	所有 者	保安林ノ種類	保安林編入決定年月日 及臺帳番號	面積 保安林	要 解除 地	積 殘 地	區 域	解除申請者	解除地ノ現況
沖繩縣島尻郡喜屋武村字永久地番地第40番	沖繩縣那覇市	防風林	明治四十四年七月九日決定臺帳番號第 〃 號	見込 貳段一畝貳拾四歩	同 八歩	同 貳段一畝拾六歩	別紙圖面ノ通	沖繩縣島尻郡喜屋武村長 眞津城守行	解除地ノ現況 沖繩縣島尻郡喜屋武村字永久地番地第40番 那覇市立泊小學校ノ北方ニ位スル南向急傾地 ニテ三十年生ノ外ノ琉球松疎生ス

解除ヲ要スル理由

本林地ニ防風ノ爲保中林ニ編入ニシタルモノナルヲ
今面村道之上屋敷所線改竄ニ伴ヒ其一部
ヲ漫地トナスニ非ヤレバ工事ヲ施行スルコト能ハサル
ニ由ル

備考

- 一 所轄税務署土地台帳上昭示者
- 一 所有権以外登記シタル権利関係ナシ

保安林解除調書

所在 地	所有 者	保安林ノ種類	保安林編入決定年月日 及臺帳番號	面現 保安林	要 解除 地	積 殘 地	區 域	解除申請者	解除地ノ現況
沖繩縣島尻郡喜望峯町久良見	沖繩縣那霸市	防風林	明治四十四年七月十九日決定臺帳番號第 一 號	見込 四畝壹歩	同 壹畝壹歩	同 參畝拾壹歩	別紙圖面ノ通	沖繩縣島尻郡喜望峯町長 眞榮城守行	解除ノ箇所及ル處上何等支障ナキニト認め 現況前記 一四〇一留ニ同じ

解除ヲ要スル理由

本林は防風、高保中林ニ編入セラルルモノナル旨
 町村道上之屋敷前線改定後、高保中林ノ一部ヲ潰
 却トナスニ非ザレバ、高保中林ニ編入セラルル旨ニ
 能ハサルニ由ル

備考

一 所轄税務署より地価帳上照会
 一 所有権以外登記シタル権利関係ナシ

保安林解除申請書

縣	郡	村	字	地番	地目	全 面 積	要解除 面積	所有 者
沖繩	島尻	真和志	天久	壹四壹	保安林	町貳貳四	町貳貳四	那霸市
同	同	同	同	壹四參四	保安林	町四貳四	町四貳四	那霸市

右沖繩縣島尻郡真和志村道上之屋銘所線改築工事ニ伴ヒ保安林解除相成度別紙圖面並村會決議書寫相添フ此段申請候也

昭和九年一月十八日

沖繩縣島尻郡真和志村長真榮城守行



農林大臣後藤文夫殿

議決書

議案第二號

保安林解除申請ニ関スル件

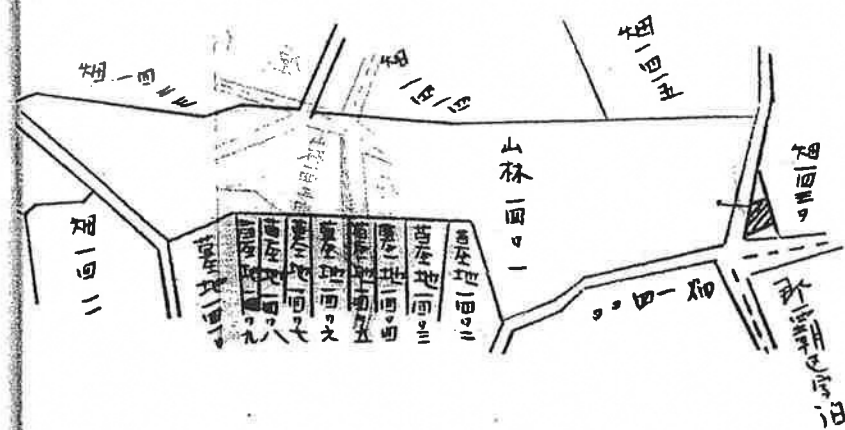
今般匡救土木事業ニ依リ開通セントスル真和志村道ト之屋
銘苅線ハ左記保安林ヲ解除スルニアラサレバ工事施行ス
コト能ハサルニ依リ解除方ヲ其財助ニ申請セムトス

左記

縣	郡	村	字	地番	地目	面積	積	所有者氏名
沖繩	島尻	真和志	天久	一四一	保安林	四三	〇〇〇	那覇市
同	同	同	同	一四二	保安林	四三	〇〇〇	那覇市

昭和九年一月十六日提出
昭和九年一月十六日 真和志村會議決
此勝手本原本ト相違無之候也

保安林解陳
 琉球國新島郡真和志村大字久光口
 一、分百一十尺線

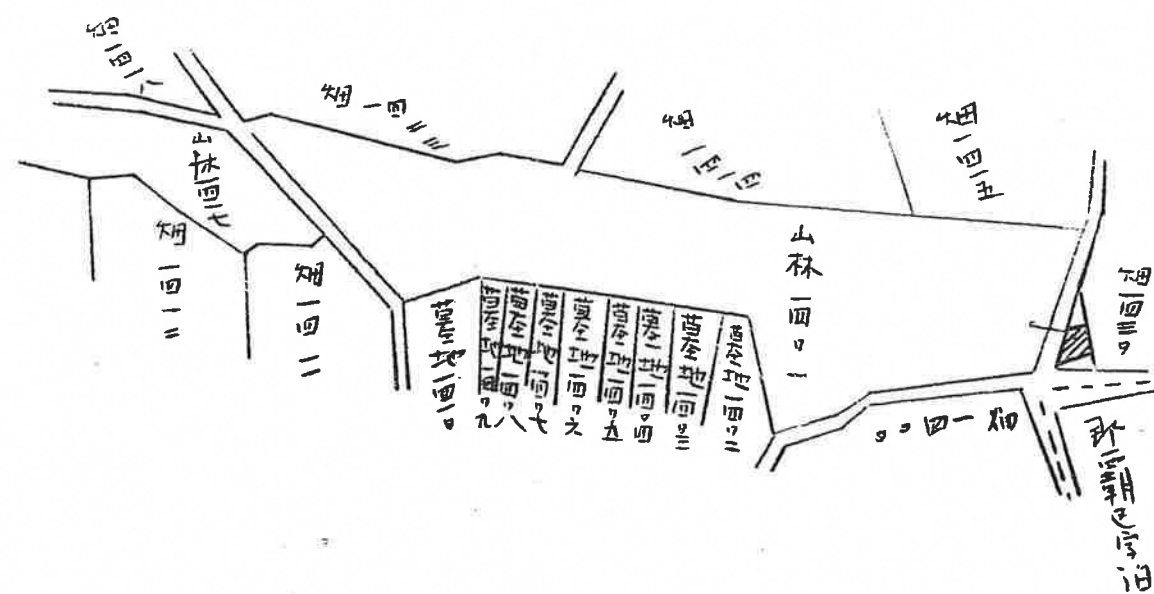


新設地

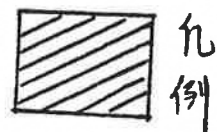


昭和九年一月十六日
 沖繩縣島尻郡真和志村長真榮城守行
 印

保安林解除圖
 桃園縣政府地政處
 一、分佈二十尺線

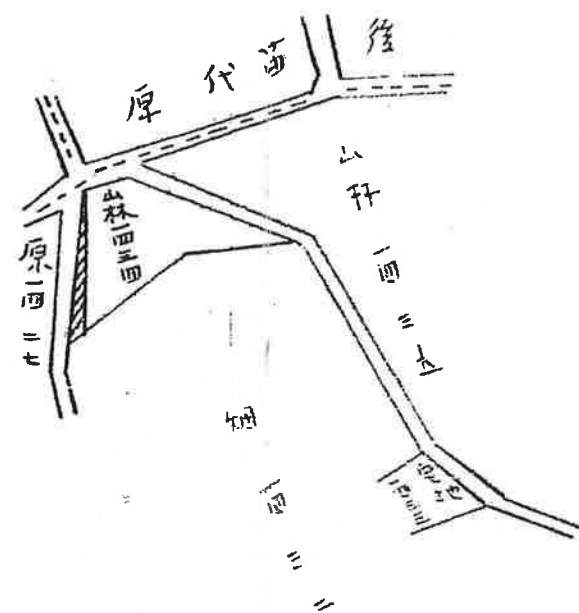


地除解要

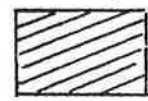


九例

保安林解陳圖
 琉球國島尻郡和志村大字久老田參四番
 總尺四千二百一十一



要解陳地



(明治四十四年四月一日) 發行

第三種郵便物認可
日 曜 火

沖繩縣公報

昭和七年六月二十一日
第二十四號

告示

●沖繩縣告示第一八九號

國頭郡國頭村奥間耕地整理共同施行地區換地處分ノ件昭和七年六月十八日認可セリ

昭和七年六月二十一日

沖繩縣知事 井野次郎

●沖繩縣告示第一九〇號

昭和七年度定期種畜検査左記ノ通施行ス

昭和七年六月二十一日

沖繩縣知事 井野次郎

記

検査月日時	検査場所	検査区域
七月二日午後一時	國頭郡 金武村役場	金武村

沖繩縣公報 第二十四號 昭和七年六月二十一日發行 (明治四十四年四月一日) 第三種郵便物認可三五

佐賀縣西諸縣第一回ヲ追加ス

昭和七年五月二十七日

鹿兒島縣知事

市村 慶三

●沖繩縣告示第一九五號

佐賀縣ニ於テ左記ノ通り豚コレラ防豫ニ關スル縣令公布ノ旨通知アリタリ

昭和七年六月二十一日

沖繩縣知事

井野次郎

記

佐賀縣令第三十七號

昭和六年八月佐賀縣令第五十二號豚コレラ豫防ニ關スル移入停止區域ニ左記ヲ加フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年五月二十八日

佐賀縣知事

早川三郎

記

熊本縣 飽託郡上益城郡

●沖繩縣告示第一九六號

左記保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和七年六月二十一日

沖繩縣知事

井野次郎

記

沖繩縣公報第二十四號 昭和七年六月二十一日發行 (明治四十四年四月一日) 第三種郵便物認可三九

縣	郡	市町村丁目字	地番	保安林ノ種類	全	面	積	要解除見込面積	所有者住所氏名
沖繩	島尻	眞和志	天久	防風林	町	〇三二八	町	〇〇一九	沖繩縣那覇市
全	全	全	古波藏二〇六	全	〇九一三	〇九一三	〇九一三	沖繩縣島尻郡眞和志村字古波藏	
全	全	全	一、四五〇ノ二	水源涵養林	九四二三	九四二三	九四二三	沖繩縣島尻郡眞和志村	
全	全	全	一、四五〇ノ三	全	〇一〇〇	〇一〇〇	〇一〇〇	沖繩縣那覇市久茂	比良香
全	全	全	一、四五〇ノ四	全	〇一二五	〇一二五	〇一二五	沖繩縣那覇市若狹	
全	全	全	一、四五〇ノ五	全	〇一〇二	〇一〇二	〇一〇二	沖繩縣島尻郡眞和志村字與儀一、七四七	久田蒲戸
全	全	全	一、四五〇ノ六	全	〇一〇八	〇一〇八	〇一〇八	沖繩縣那覇市西本	
全	全	全	一、四五〇ノ七	全	〇一二七	〇一二七	〇一二七	沖繩縣那覇市下泉	神元繁増
全	全	全	一、四五〇ノ八	全	〇〇二九	〇〇二九	〇〇二九	沖繩縣那覇市城間	宏起
全	全	全	一、四五〇ノ九	全	〇一二二	〇一二二	〇一二二	沖繩縣島尻郡眞和志村	人

議

案

沖繩地方森林會

圖

第一



火所

編入



六五

- 一議案第一號保安林編入ノ件……………二五
- 一議案第二號保安林編入ノ件……………四五
- 一議案第三號保安林編入ノ件……………五三
- 一議案第四號保安林解除ノ件……………六一
- 一議案第五號保安林解除ノ件……………六三
- 一議案第六號保安林解除ノ件……………六九

圖

一

火

編

議案第六號

番號	縣	郡	村	字	地番	保安林種類	保安林面積	解除面積	所有者
一	神繩	島尻	真和志	元久一三八〇	防風林	〇・三二八	〇・〇一九	那覇市	

右保安林解除方別紙ノ通申請アリタリ

説明

要解除地ハ那覇市高橋所、東北方丘陵地ノ一部ニシテ
現在琉球松、いー、おかは、等疎立ス

今回那覇市上水道浄水池ニ至ル道路開鑿ニ方リ本林
地、一部ヲ潰地トスルニ非サレバ工事ヲ施行スルコト能ハサルニ依リ
之ヲ解除ヲ必要ト認メタルニ由ル

那水發六四號

保安林解除申請書

縣	郡	村	字	地番	地目	全	台	帳	突	積	要解除	所有者
津	島	尻	頭	天久	一三八〇	保安林	〇三三八	〇三三八	〇〇一九	那霸市		

右八明治四十四年七月十八日防風林トシテ保安林ニ編入相成候処本紙淨水場ノ道路敷地ニ該量致候ニ付解除致度候條御許可相成度別紙市會ニ代
 市參事會ノ議決書及圖面添付此段及申請候也

昭和七年四月二日

那霸市長 照屋 宏

農林大臣 山本 悌二郎

保安林解除申請ノ件

沖繩縣	那覇市	字	地番	地目	全	實	要解除 實測面積	那覇市
上久	三〇	保安林	三二八歩	三二八歩	〇・〇一九	那覇市	所有者	

右本市水道浄水場へ道路敷地ニ該當スルニ付當該官衛ニ對シ保安林解除ノ申請ヲ為スモノトス

昭和七年三月三十一日提出

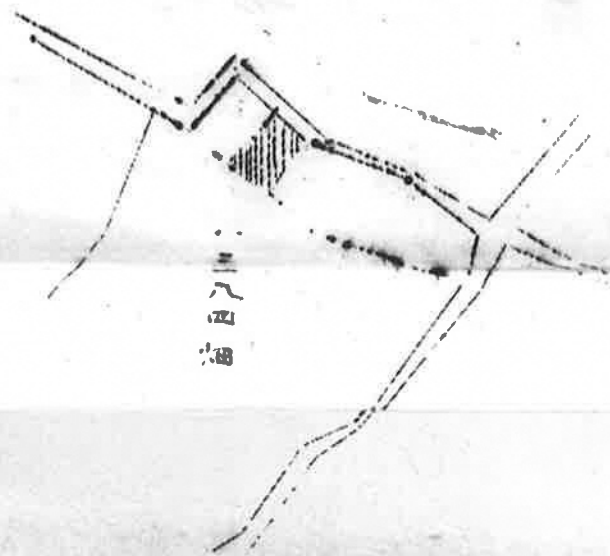
那覇市長 照屋 宏

昭和七年三月三十一日那覇市参事會議決

保安林解除圖

島根郡和志村字天久上原屋一三八〇番

縮尺二千百分一



要解除地



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	3600000253107
地図番号	F34-3、33-4、4	筆界特定	余白		
	3-2 (A)、44-1				
	F33-1、F33-2				
所 在	那覇市字上之屋泊後原			余白	
	那覇市上之屋一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
191番	原野		8264	余白	
余白	余白		9436	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和54年8月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
12番1	水道用地		3982	平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の換地 おもろまち一丁目6番8 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和30年6月21日 第7396号	所有者 那 覇 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16156 (1/1)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	3600010027183
地図番号	F55-1、F55-3	筆界特定	余白		
所 在	那覇市おもろまち一丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
6番8	水道用地	3837		平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の換地 上之屋一丁目12番1 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和30年6月21日 第7396号	所有者 那 覇 市 土地区画整理法による換地処分により那覇市上 之屋一丁目12番1の土地順位1番の登記を 転写 平成17年1月24日受付 第1546号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (5 / 7)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	3600000253144
地図番号	F33-1、-3(A)、 -4	筆界特定	余白		
	F44-4、F45-3、 F54-2				
所 在	那覇市字上之屋上之屋原			余白	
	那覇市おもろまち一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
201番	原野	3305		余白	
余白	余白	4882		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和54年8月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
1番4	宅地	3515	72	平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和36年8月24日 第13067号	所有者 那 覇 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (2/7)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	3600000253273
地図番号	F33-1、-2、-3 (A)、-4 F44-4、F45-3、 F54-2、F55-1	筆界特定	余白		
所 在	那覇市字上之屋上之屋原			余白	
	那覇市おもろまち一丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
295番1	原野	15715		余白	
余白	余白	17315		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和54年8月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
1番3	宅地	8669	05	平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の換地 6番7 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和36年8月24日 第13068号	所有者 那 覇 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (1/7)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	3 6 0 0 0 1 0 0 2 7 1 8 9
地図番号	F 5 5 - 1、F 5 5 - 2、 F 5 5 - 3	筆界特定	余 白		
所 在	那覇市おもろまち一丁目			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
6 番 7	水道用地	4 4 2 7		平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の換地 1 番 3 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和36年8月24日 第13068号	所有者 那 覇 市 土地区画整理法による換地処分により那覇市おもろまち一丁目1番3の土地順位1番の登記を転写 平成17年1月24日受付 第1546号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (4 / 7)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	3600000253274
地図番号	F33-1 F23-3、F33-1	筆界特定	余白		
所 在	那覇市上之屋上之屋原			余白	
	那覇市上之屋一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
295番2	池沼	66		余白	
余白	余白	80		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和54年8月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
12番2	水道用地	6317		平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の従前の土地 295番3、295番4、2 95番5、295番6、295番7 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和36年8月24日 第13068号	所有者 那 覇 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
2	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成17年1月24日 第1546号	所有者 那 覇 市

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (6 / 7)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	3600000259870
地図番号	F14-2 F55-1、F55-2	筆界特定	余白		
所 在	那覇市字安謝前東原				余白
	那覇市おもろまち一丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
424番2	水道用地		23	余白	
余白	余白		22	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和54年8月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日	
6番6	水道用地		2734	平成17年1月22日 土地区画整理法による 換地処分 他の従前の土地 425番2、426番1、4 29番2、430番2、443番2、444番 2、465番1、466番2、467番2、字 安謝東原558番1、559番2、560番2 、561番2、565番1、566番2、56 7番2、571番2、573番3、579番1 、584番2、585番2、586番2、58 7番2、589番2、601番2、字天久東原 194番2、207番2、208番2、215 番2、217番2、219番2、221番1、 260番2、263番2、264番1、266 番2、267番2、272番1、字天久赤松尾 原387番2、405番2、422番2、42 3番2、字天久壺川原434番2、436番2 、437番2、464番2、466番1、47 3番1、481番2、字銘苅港川原325番3 〔平成17年1月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和29年7月15日 第9351号	所有者 那 覇 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月10日
2	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成17年1月24日 第1546号	所有者 那 覇 市

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成24年8月15日
那覇地方法務局

登記官

井 芹 知 寛



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16142 (3 / 7)

2 / 2

令和3年3月31日

合 計	50,656.95 m ² 60 筆 (15,323.72坪)						
	那 覇 市	45,537.39 m ² 23 筆 (13,775.06坪)	① 上下水道局庁舎用地	12,184.77 m ²	2 筆	(3,685.89坪)	
			② 安里配水池用地	10,998.00 m ²	3 筆	(3,326.89坪)	
			③ 泊配水池用地	10,299.00 m ²	2 筆	(3,115.44坪)	
			④ 上識名配水池用地	589.91 m ²	2 筆	(178.44坪)	
			⑤ 旧安謝沈砂池用地	266.33 m ²	2 筆	(80.56坪)	
			⑥ 旧石嶺ポンプ場用地	1,339.38 m ²	2 筆	(405.16坪)	
			⑦ 石嶺ポンプ場用地	879.00 m ²	2 筆	(265.89坪)	
			⑧ 旧集中監視センター用地	1,198.00 m ²	3 筆	(362.39坪)	
			⑨ 赤嶺配水池用地	4,089.00 m ²	1 筆	(1,236.92坪)	
			⑩ 垣花ポンプ場用地	1,350.00 m ²	1 筆	(408.37坪)	
⑪ 真地配水池用地	2,344.00 m ²		3 筆	(709.06坪)			
浦 添 市	389.41 m ² 19 筆 (117.79坪)	⑫ 旧導水管用地	389.41 m ²	19 筆	(117.79坪)		
宜 野 湾 市	751.11 m ² 9 筆 (227.21坪)	⑬ 旧導水管用地	155.00 m ²	2 筆	(46.88坪)		
		⑭ 水源用地	596.11 m ²	7 筆	(180.32坪)		
豊 見 城 市	3,979.04 m ² 9 筆 (1,203.65坪)	⑮ 豊見城配水池用地	2,686.00 m ²	5 筆	(812.51坪)		
		⑯ 豊見城ポンプ場用地	1,293.04 m ²	4 筆	(391.14坪)		
計		50,656.95 m ²	60 筆	(15,323.72坪)			

那覇市

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
那覇市おもろまち1-1-3	宅地	8, 669. 05	2005. 1. 24 (H17年)	上下水道局庁舎用地	事務所用建物	上下水道局庁舎			①
那覇市おもろまち1-1-4	宅地	3, 515. 72	2005. 1. 24 (H17年)	上下水道局庁舎用地	事務所用建物	上下水道局庁舎			①
那覇市おもろまち1-6-6	水道用地	2, 734. 00	2005. 1. 24 (H17年)	安里配水池用地	配水設備	安里配水池			②
那覇市おもろまち1-6-7	水道用地	4, 427. 00	2005. 1. 24 (H17年)	安里配水池用地	配水設備	安里配水池			②
那覇市おもろまち1-6-8	水道用地	3, 837. 00	2005. 1. 24 (H17年)	安里配水池用地	配水設備	安里配水池			②
那覇市上之屋1-12-1	水道用地	3, 982. 00	2005. 1. 24 (H17年)	泊配水池用地	配水設備	泊配水池			③
那覇市上之屋1-12-2	水道用地	6, 317. 00	2005. 1. 24 (H17年)	泊配水池用地	配水設備	泊配水池			③
那覇市識名4-159	雑種地	580. 00	1970. 1. 10 (S45年)	上識名配水池用地	配水設備	上識名配水池			④
那覇市識名4-172-2	墓地	9. 91	1971. 1. 7 (S46年)	上識名配水池用地	配水設備	上識名配水池			④
那覇市安謝1-325-1	田	261. 00	1965. 1. 12 (S40年)	旧安謝沈砂池用地					⑤ H16: 字銘苅港川原から安謝1丁目へ変更
那覇市安謝1-325-2	田	5. 33	1965. 1. 12 (S40年)	旧安謝沈砂池用地					⑤ H16: 字銘苅港川原から安謝1丁目へ変更
那覇市首里石嶺町4-373-4	水道用地	1, 233. 00	1971. 12. 21 (S46年)	旧石嶺ポンプ場用地					⑥
那覇市首里石嶺町4-73-7	宅地	106. 38	2009. 6. 26 (H21年)	旧石嶺ポンプ場用地(普通財産)					⑥ 県から購入4, 057, 000円 分筆費用164, 000円
那覇市首里石嶺町4-373-5	水道用地	481. 00	1986. 7. 11 (S61年)	石嶺ポンプ場用地	施設用建物	石嶺ポンプ場			⑦
那覇市首里石嶺町4-373-10	水道用地	398. 00	1986. 7. 11 (S61年)	石嶺ポンプ場用地	施設用建物	石嶺ポンプ場			⑦

那覇市

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
那覇市長田2-442-2	雑種地	67.00	1973. 7. 24 (S48年)	旧集中監視センター用地(道路用地)					⑧
那覇市長田2-446-2	雑種地	100.00	1973. 7. 24 (S48年)	旧集中監視センター用地(道路用地)					⑧
那覇市長田2-447	雑種地	1,031.00	1972. 4. 10 (S47年)	旧集中監視センター用地	施設用建物	集中監視センター			⑧
那覇市赤嶺1-14-2	雑種地	4,089.00	1997. 9. 16 (H10年)	赤嶺配水池用地	配水設備	赤嶺配水池			⑨ 小禄金城区画整理事業に伴う換地
那覇市金城1-14-1	宅地	1,350.00	1997. 9. 16 (H10年)	垣花ポンプ場用地	施設用建物	垣花ポンプ場			⑩ 小禄金城区画整理事業に伴う換地
那覇市字真地真地原453-17	雑種地	24.00	1993. 12. 3 (H5年)	真地配水池用地	配水設備	真地配水池			⑪
那覇市字真地真地原454	雑種地	325.00	1993. 12. 3 (H5年)	真地配水池用地	配水設備	真地配水池			⑪
那覇市字真地真地原455-1	畑	1,995.00	1993. 12. 3 (H5年)	真地配水池用地	配水設備	真地配水池			⑪
合計	23 筆	45,537.39						0.00	

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
浦添市勢理客1-219-9	水道用地	6.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	6.06 H1. 1. 19売却 (30.00㎡)	⑫
浦添市勢理客1-231-2	水道用地	13.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	13.00 H1. 7. 11浦添市が地目変更	⑫
浦添市勢理客2-303-2	水道用地	9.18	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	9.18 H6. 3. 8分筆	⑫
浦添市勢理客2-304-2	宅地	12.65	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	12.65 H6. 3. 8分筆	⑫
浦添市勢理客2-305-2	宅地	7.62	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	7.62 H6. 3. 8分筆	⑫
浦添市勢理客3-26-4	水道用地	6.24	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	6.24 H5. 7. 23分筆売却 (20.76㎡)	⑫
浦添市仲西1-280-2	水道用地	10.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	10.01	⑫
浦添市仲西1-281-4	水道用地	3.05	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	3.05 H5. 9. 13 1-281-4から分筆	⑫
浦添市仲西1-282-2	水道用地	27.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			宅地	27.03	⑫
浦添市仲西1-283-4	水道用地	10.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	10.33 H5. 9. 13 1-283-2から分筆	⑫
浦添市仲西1-290-2	水道用地	44.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	44.97	⑫
浦添市仲西1-291-5	宅地	3.50	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	3.50 H5. 9. 13 1-291-2から分筆	⑫
浦添市仲西2-219-2	水道用地	31.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	31.20 H6. 7. 20分筆	⑫
浦添市仲西2-219-7	水道用地	3.03	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	3.03 H6. 7. 20 2-219-2から分筆	⑫
浦添市仲西2-219-8	水道用地	22.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	22.71 H6. 7. 20 2-219-2から分筆	⑫

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
浦添市仲西3-292-2	水道用地	113.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			擁護壁・道	113.43	H5. 1. 8(株) 琉信へ売却 (2. 83 ㎡) ⑫
浦添市宮城1-80-2	水道用地	61.00	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			用恵水路	61.00	⑫
浦添市宮城1-84-2	水道用地	6.19	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	6.19	⑫
浦添市宮城1-86-2	水道用地	0.95	1953.9.11 (S28年)	旧導水管用地			公衆用道路	0.96	⑫
合計	19 筆	389.41						392.16	

宜野湾市

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
宜野湾市大山5-1035-2	水道用地	136.00	1953.5.27 (S28年)	旧導水管用地 (青小堀～牧港間)			宅地	137.21	⑬
宜野湾市大山5-1037-1	水道用地	19.00	1953.5.27 (S28年)	旧導水管用地			宅地	19.00	⑬
宜野湾市大山5-1034-2	水道用地	34.00	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (から川水源)			公衆用道路	34.65	⑭
宜野湾市大山5-1034-3	水道用地	45.00	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (から川水源)			宅地	45.86	⑭
宜野湾市大山4-1055-1	水道用地	239.00	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (新里川水源)			公衆用道路	239.16	⑭
宜野湾市大山4-1055-2	水道用地	5.63	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (新里川水源)			堀	6.72	⑭
宜野湾市大山4-1055-3	水道用地	0.48	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (新里川水源)			公衆用道路	0.59	⑭
宜野湾市大山4-1055-5	水道用地	126.00	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (新里川水源)			宅地	126.36	⑭
宜野湾市大山4-1055-6	水道用地	146.00	1961.2.2 (S36年)	水源用地 (新里川水源)			宅地	146.48	⑭
合計	9 筆	751.11						756.03	

豊見城市

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	登記年月日	用途	地上物件	施設名	現況	実測 (㎡)	備考
豊見城市字豊見城豊見城原 184-2	原野	198.00	1970. 2. 24 (S45年)	豊見城配水池用地	配水設備	豊見城配水池			⑮
豊見城市字豊見城豊見城原 219-1	原野	1, 904. 00	1969. 12. 23 (S44年)	豊見城配水池用地	配水設備	豊見城配水池			⑮
豊見城市字豊見城豊見城原 220-2	山林	250. 00	1973. 3. 27 (S48年)	豊見城配水池用地	配水設備	豊見城配水池			⑮
豊見城市字豊見城豊見城原 220-3	山林	97. 00	1986. 5. 20 (S62年)	豊見城配水池用地	配水設備	豊見城配水池			⑮
豊見城市字豊見城原218番1	原野	237. 00	2018. 7. 24 (H29年)	豊見城配水池用地	-	-		237. 13 豊見城配水池建設予定地	⑮
豊見城市字高安後原1151-7	雑種地	6. 86	1988. 3. 31 (H元年)	豊見城ポンプ場用地	施設用建物	豊見城ポンプ場			⑯
豊見城市字高安後原1152-2	用悪水路	56. 00	1987. 12. 11 (S63年)	豊見城ポンプ場用地	施設用建物	豊見城ポンプ場			⑯
豊見城市字高安後原1152-3	雑種地	79. 00	1987. 12. 11 (S63年)	豊見城ポンプ場用地	施設用建物	豊見城ポンプ場			⑯
豊見城市字高安後原1153	宅地	1, 151. 18	1987. 12. 11 (S63年)	豊見城ポンプ場用地	施設用建物	豊見城ポンプ場			⑯
合計	9 筆	3, 979. 04						237. 13	